

9月1日は防災の日です



**災害から命を守るために、
新しくなった「防災ハザードマップ」で災害の危険度や
避難方法について確認しておきましょう！**

防災ハザードマップは、各種災害（洪水・土砂災害・ため池災害・地震・津波）に対する備えや災害時に役立つ情報をまとめた防災ガイドと、災害が発生した場合の危険箇所等をまとめたハザードマップで構成されています。



● 洪水・土砂災害・ため池ハザードマップとは

国、県が指定した河川（洪水予報河川の高津川、匹見川、益田川及び水位周知河川の高津川派川、白上川）ならびにその他中小河川の氾濫及びため池の決壊により、浸水が想定される区域（浸水想定区域）、がけ崩れや土石流などによる土砂災害に警戒を必要とする区域（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）、避難場所などを示した地図です。この冊子に掲載している防災ガイドやハザードマップをよく読み、いざというときの安全かつスムーズな避難行動につなげてください。
※このハザードマップに示された浸水想定区域等の危険箇所以外の安全を保障するものではありません。

● 洪水・土砂災害・ため池ハザードマップの使い方

① 自宅の位置と危険区域の有無を確認



自宅の場所やその周辺が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に含まれるか、地図ページで確認しましょう。

② 付近の避難所を確認



避難所までの経路を決めましょう。浸水が深い場所や土砂災害のおそれがある範囲を避けて、複数の避難経路を設定することが重要です。

③ 避難経路を歩いてみる



あらかじめ決めておいた避難経路が、安全に通行できるかを実際に歩いて確認しておきましょう。

最寄りの避難所、知っていますか？

ハザードマップには避難所一覧も掲載しています。避難所ごとに開設のタイミングや利用方法が異なりますのでご注意ください。

※災害の規模等によっては開設までに時間がかかる場合があります。

※必ずしも避難所に避難しなければならないわけではありません。（自宅待機や親戚の家へ避難など）

一時避難所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設。開設が長期的になる見通しの場合は、指定避難所へ移動していただくこともあります。夜間や休日等、施設ごとに利用方法が異なりますので、利用者と施設で確認していただくこととなります。

※市が開設する避難所ではありません。

場 所

- ・各小中学校
- ・各地区集会所
- ・各地区公民館
- ・寺社など

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

場 所

- ・各小中学校のグラウンド
- ・運動公園など

指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に避難する施設。主に市が所有する公共の施設で、基本的には市が開設して運営する避難所です。

場 所

- ・各小中学校の体育館
- ・各地区公民館
- ・市民体育館など

益田市では、災害時にひとりで避難することが困難な避難行動要支援者（要介護認定3以上の方または障害者手帳1～2級などをお持ちで、自宅にお住まいの方）の個別の避難計画の作成に取り組んでいます。

ハザードマップは4月頃皆様のご自宅に配布しています。

【問い合わせ先】

防災に関すること……………市危機管理課 ☎ 31-0601 FAX 23-5001
個別避難計画に関すること…市高齢者福祉課 ☎ 31-0235 FAX 24-0181
市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120